

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人茨城町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置運営する茨城町社会福祉協議会指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通所の方法により各種のサービスを提供することによって、利用者の自立的生活の援助、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担軽減を図ることを目的とする。また、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをすることにより、利用者の可能性を、最大限引き出す支援を行うものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。
- 7 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(地域との連携等)

第3条の2 本事業所に、運営推進会議を設置する。また、運営推進会議の運営方法については、別に定める。

(事業所の名称)

第4条 この事業を行う事業所の名称は、「社会福祉法人茨城町社会福祉協議会指定通所介護事業所」と称する。

(事業所の所在地)

第5条 事業を行う事業所の所在地は、茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1037番地の1に置く。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（兼務）
事業を代表し、業務を総括する。また、その他必要な事務を行う。
- 2 生活相談員 1名以上
事業の利用申込みに係る調整、通所計画作成等その他必要な業務の提供に当たる。
- 3 看護員 1名以上
利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、送迎等その他必要な業務の提供に当たる。
- 4 介護員 2名以上
利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、送迎等その他必要な業務の提供に当たる。
- 5 機能訓練指導員 1名以上（兼務）
個別機能訓練計画を作成し、日常生活の維持向上に必要な訓練指導、助言を行う。
- 6 調理員 1名以上

昼食等の調理、その他必要な業務の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、事業者が特別に認めた場合について土曜日・日曜日を営業する。また、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 3 サービス提供時間は、午前9時30分から午後3時40分までとする。

(利用定員)

第8条 定員は16人とする。

(通所介護の内容)

第9条 通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力に応じて、必要な支援及び介助を行う。
 - ア) 排泄の介助
 - イ) 移動の介助
 - ウ) 食事の介助
 - エ) その他必要な身体介護
 - オ) 養護(休養)
- 2 健康状態の確認
- 3 機能訓練・アクティビティに関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練、及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行う。また、運動器の機能向上を目的とした個別的機能訓練を実施する。利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるような、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて、仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
 - ア) 作業的活動
 - イ) レクリエーション
 - ウ) 体操
 - エ) 音楽
 - オ) 行事的活動
 - カ) 趣味活動
 - キ) 養護
- 4 送迎サービス
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介護を行う。
- 5 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - 入浴形態
 - ア) 一般浴槽による入浴
 - イ) 特殊浴槽による入浴
 - 介助の種類(必要に応じて行う)
 - ア) 衣類の着脱
 - イ) 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ) その他必要な介助
- 6 食事サービス
 - ア) 準備、後始末の介助
 - イ) 食事摂取の介助
 - ウ) その他必要な食事の介助
- 7 相談、助言等に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア) 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ) 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ) その他の必要な相談、助言

(通所介護計画の作成等)

第10条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。

また、すでに居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護の利用料)

第11条 本事業所が提供する指定通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に住居する利用者に対して行う送迎に要する費用は1km当たり30円を徴収する。
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅サービス費用基準又は居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス支援基準額を超える費用1時間当たり1,000円
- (3) 食材料費 1回500円
- (4) おむつ代 実費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費とする。

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、茨城町の区域とする。

(サービスの提供記録の記載)

第13条 指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者 に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第14条 本事業の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 提供した通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、十分な審査を行い、必要に応じて損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留

意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第18条 通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第19条 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

(非常災害対策)

第20条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第21条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを茨城町に報告するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後3箇月以内

(2) 階層別研修 随時

- 2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又は家族から求められたときには、これを提示する。

- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。

- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、会長と管理者との協議に基づいて定める

ものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。